平成２３年（フ）第１２２号
最後の住所愛媛県四国中央市川之江町2068番地の２
債務者　被相続人亡石村安一の相続財産
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五葉　明徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時30分
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２５３号
福岡県久留米市天神町34番地の１
債務者　クラタ石油販売株式会社
代表者代表取締役　豊福　広美
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高峰　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時45分
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９３２号
仙台市泉区南光台１丁目16番２号
債務者　有限会社村山電工
代表者代表取締役　村山　一男
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大友　健治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９３１号
仙台市太白区青山１丁目18番９号
債務者　菅原　一夫
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
福島市蓬莱町２丁目５番２―14号
債務者　川村洋一郎
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
三重県伊賀市島ヶ原11667番地の１
債務者　西川　和伸
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第９３号
三重県名張市赤目町新川624番地４
債務者　小池エイ子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１５３号
福岡県飯塚市新立岩15番50号　Ｂ201
債務者　安永　睦男
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙松　康祐
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９１３号
千葉市若葉区桜木６丁目14番６号　クレインシティ301号
債務者　橋本　節夫
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０号
茨城県鹿嶋市山之上241番地１
債務者　山辺　二郎
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　隆志
４　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９１号
茨城県鹿嶋市山之上241番地１
債務者　山辺　滋子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　隆志
４　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３９７号
長崎県長崎市音無町12番２号、旧住所長崎県長崎市大手１丁目18番６号
債務者　吉田　　實
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　一成
４　破産債権の届出期間　平成23年11月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８４号
札幌市東区北丘珠１条２丁目589番地８
債務者　本夛　正紀
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須田布美子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９号
茨城県高萩市大字下手綱981番地の１　県営高萩アパート５―203
債務者　安斎　朋子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　識之
４　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４４７号
石川県白山市村井町1058番地
債務者　中橋　啓子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　割出　雄一
４　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７号
長崎県長崎市銀屋町２番15号　古川町共同ビル２Ｆ
債務者　森　　保博
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小泉　朋子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係